## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成３０年（フ）第２８号**
山口県周南市若草町２番29号
債務者　木村　康真
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成30年８月31日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第１５６６号**
名古屋市天白区菅田１―1104　ライオンズマンション菅田第３　304号室、住民票上の住所名古屋市天白区野並４丁目22番地の１
債務者　池田　静子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝江　優美
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１９８号**
兵庫県尼崎市東難波町４丁目13番36号　小坂方
債務者　諏訪　香織
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　幸雄
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第６１号**
青森市港町２丁目16番３号
債務者　秋田　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第６２号**
青森市港町２丁目16番３号
債務者　秋田　幸枝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第８９号**
岩手県滝沢市巣子1197番地39
債務者　葛巻　輝夫
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　三郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第２３号**
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１並松住宅18―４号
債務者　髙橋　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　破産債権の届出期間　平成30年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成３０年（フ）第１４６号**
愛知県西尾市熊味町中泡原85番地１　ヴィルヌーブＡ棟203号室
債務者　大塚奈津雄
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第２５８３号**
東京都新宿区内藤町11―15　ハイツ新宿
債務者　山名　高宏
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　丈晴
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２６４０号**
東京都大田区東雪谷４丁目８－５―203
債務者　赤松　賢二
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２６５３号**
東京都世田谷区深沢５丁目５―19―303
債務者　高橋　寛和
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　宏樹
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２６６８号**
東京都新宿区大久保１丁目４－４－Ｂ－２
債務者　赤津　結美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　新造
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２６９２号**
東京都新宿区中落合２丁目３－４―402
債務者　森井　一徳
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　修志
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２７１５号**
東京都葛飾区立石４丁目７－４―101
債務者　福嶋　　繁
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　綾子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部